



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】最近の注目労働判例【前編】

昨年から今年にかけて注目の労働判例がいくつか示されました。2回の連載に分けて実務に影響するポイントを中心に判例の内容を解説します。今回は前編です。

【固定残業手当の有効性】未払賃金等請求事件 R5.3.10最高裁判決

- 運送業を営む会社で、業務内容等から毎月の賃金総額を決定（右図①+②+③）し、そこから基本給+基本歩合給との差額を固定残業代（②+③）として振り分け支給していた。
- 固定残業代の推定みなし時間と実際の時間外労働時間数には著しい乖離があるため、実質的に時間外労働の多寡に関係なく、割増賃金の差額精算が生じない仕組みになっている。
- **最高裁は、固定残業代は割増賃金の対価として支給されたものとはいえず、労基法37条の割増賃金と判別することはできないとした。**

①基本給+基本歩合給等

②調整手当

③時間外手当

②+③=固定残業代（③の実際の金額によって、②の額が増減する）

【同一労働同一賃金】名古屋自動車事件 R5.7.20最高裁判決

- 定年再雇用された嘱託職員が、基本給と賞与が定年退職時の水準と比較して50%を下回っていることは同一労働同一賃金（労働契約法20条）に違反していると主張した。
- 地裁判決・高裁判決では60%を下回る部分については違反していると判断した。
- **最高裁は「基本給や賞与の相違は、その性質や支給目的、労使交渉に関する具体的な経緯を踏まえて判断する必要がある」としたうえで、高裁判決の判断には法解釈の誤りがあるとした。**

Point !

- 基本給や賞与について、6割を下回る部分は不合理とした高裁判決を破棄、差戻しとした。
- 定年前と後の基本給の性質は異なるとした。
- 労使交渉の過程も判断基準に影響するとした。

**ここがポイント****● 運輸交通業の固定残業手当の有効条件**

運輸交通業では手待ち時間や空車時間によって売上と労働時間が必ずしも連動しない構造があるため、売上から賃金総額（残業代）を逆算する賃金制度になる傾向があります。

一方、労働基準法では労働時間を基準に時間外手当を算出することを原則とします。判例でも固定残業手当が労働時間を基準に基本給等と明確に区分され、かつ、時間外労働の「対価」として支給されていることが有効条件だと示しています。

労務Room Q & A**Q**

同一労働同一賃金の観点から、非正規労働者の賃金を上げず、逆に正規労働者の賃金を下げるのは違法ですか？

A

非正規労働者の賃金水準に合わせるためだけに正規労働者の賃下げを行う不利益変更は原則認められません。

賃金制度変更の目的を明確にして、人件費総額を維持したうえで、廃止する手当等に対する代替措置を設けて、労働組合等との交渉を入念に行った、等の経緯が評価された判例があります。（済生会山口総合病院事件）

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

若いうちの「竜馬がゆく」は買ってでも読め

先月の池波正太郎さんと同じく、歴史小説家の司馬遼太郎さんも100年前の大正12年に大阪で生まれました。日本を代表する東西の時代小説の大家が、今年生誕100年を迎えるのは、偶然の一致にしては良くできていると感じます。

10代の頃、司馬作品を読みふけていた時期があったのですが、代表作のひとつ「竜馬がゆく」だけは読みませんでした。「30歳になったら読もう」と、あえて手に取らずにおきました。

坂本龍馬は幕末の志士として有名です。33歳の若さで暗殺によって命を落としますが、亡くなる直前で海援隊を創設したり、薩長同盟の立役者になったりと歴史にその名を刻みます。同じくらいの年齢で読めば、その偉業に感動（もしかしたら共感）できるのではないかと考えたものでした。

ここまで読んで、司馬さんの愛読者がいたら「あ〜…、」とため息が聞こえてきそうです。ファンの間では「『竜馬がゆく』は、若いうちに読め」という定説のようなものがある、言い換えれば「歳を取ってから読むものじゃない」という意味のようです。

確かに当時の読後感、感動はしたものの竜馬の偉業におののくあまり、共感はほとんどありませんでした。もちろん作品のせいではなく、ましてや竜馬のせいでもありません。

自分の感受性が加齢とともに着実に劣化していたためです。



坂本龍馬

【魚くん探知記】 今月の一尾

鱸：すずき

セイゴ⇒フッコ⇒スズキ、と成長とともに名前を変える出世魚です。釣りの世界では、形態や釣り方がブラックバスと似ているところから「シーバス（海のブラックバス）」と呼ばれています。

旬は夏とされていますが、秋に川の上流から海に戻ってくる「落ち鱸」を好む人も多いといわれています。

夏なら刺身や塩焼きでサッパリと、秋ならムニエルやホイル焼きでホッポリと味わえます。

毎度の落ちを考え始めたら「鈴木」とかけたい欲求から逃れられません。

これがホントの「オチ鈴木」ということで今月はお容赦ください。



【一劇必撮】 今月の一枚



八丁味噌資料館（愛知県岡崎市）

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所